
*
* 令和 7 年度 第 1 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和7年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年4月11日 午後 1時30分 招集
2. 令和7年4月11日 午後 1時25分 開会
3. 令和7年4月11日 午後 3時05分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	中 藤 宏 和	係 長	田 村 直 之		
書 記	藤代 晋太郎	主 事	森 下 竜 輝		
係 長	原 田 浩 司	主 事	川 上 隆 三		

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件 許 可
		第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件 許 可
		第3号 農用地利用集積等促進計画の決定について 4件 決 定
		第4号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について 1件 決 定
		報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
8		署 名 委 員
		10番 佐々木 祥夫
		11番 中 曾 浩 徳
9		議 事 の 内 容
		令和7年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録
		令和7年4月11日（金） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 7 年度第 1 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。10 番佐々木委員と 11 番中曽委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1－1 番及び 1－2 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 1 号 1－1 番及び 1－2 番朗読説明 － この 2 件の案件につきましては、同一人間の所有権移転であります。一部の農地で共有持分移転が含まれていましたので、3 月に提出させていただいた案件同様に議案を 2 件に分けて提出させていただいております。 まず、通常の所有権移転である 1－1 番について説明させていただきます。譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、9 筆 6, 870 m²です。畑については、15 筆 10, 688 m²、合計 24 筆で 17, 558 m²です。譲受人の通作距離は、1 km 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書を提出していただいております。家族 4 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。 1－2 番については、譲受人譲渡人、譲受人の状況、対価は同様であり、譲渡人の共有持分が 2 分の 1 となっています。申請農地は、畑 1 筆 1, 891 m²です。この 2 件の案件につきましては、親子間の生前贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4 月 2 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページから 7 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 綱島委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	申請地は一部休耕地でしたが、他は耕作中でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1－1 番及び 1－2 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤局長	挙手全員ですので、1－1 番及び 1－2 番については許可とすることに決定しました。 次に、2 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 1 号 2 番朗読説明 － 2 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 10 筆 11, 856 m²です。譲受人の通作距離は、6.5 km 以内、耕作面積は 1, 519 m²、家族 6 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の生前贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4 月 3 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8 ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長 三村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 毎年耕作されている農地で綺麗な状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。 次に、3番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第1号3番朗読説明 － 3番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆3, 841㎡です。譲受人の通作距離は、50m以内、耕作面積は11, 796㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当り3万1千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 福武委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	現地は綺麗に草刈されていきました。譲受人の方は新規就農でやる気のある方なので問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。 次に、4番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第1号4番朗読説明 － 4番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、6筆2, 220㎡です。畑については、1筆141㎡、合計7筆で2, 361㎡です。譲受人の通作距離は、130m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り5万3千5百円です。この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離は、取得する空き家の住所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 河原委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
	譲受人の方は既に移住されており、営農計画書もきちんと提出されているので、問題ないと思います。

議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員ですので、４番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。１番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第２号１番朗読説明 － １番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、畑１筆 9 9 4 ㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地の１０アール当りの価格は１６１万円です。施設の概要としては、太陽光パネル１３２枚、発電量は 44.55kw であり、資金については、自己資金 9 8 6 万 3 千円です。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、４月 3 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１１ページから１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請地は国道に面していて、果樹が２、３本植えてありました。綺麗に管理されていて、周囲に影響を与えることはないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
伊達委員	なしとの声がありました。１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員ですので、１番については許可とすることに決定しました。
	次に関連がありますので、２番及び３番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第２号２番及び３番朗読説明 － ２番については、転用者が、設定人の農地に賃借権を設定し、事務所及び従業員控室並びに駐車場及び資材置場に転用するものです。申請農地は、畑１筆 6 9 7 ㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地の賃借料は年 1 4 万 3 千万円です。施設の概要としては、事務所 94.5 ㎡、従業員控室 35.0 ㎡、駐車場及び資材置場 567.5 ㎡であり、資金については、自己資金 5 5 0 万円です。 ３番については、同一の転用者が、設定人の農地に使用貸借権を設定し、通路に転用するものです。申請農地は、田１筆 5 6 5 ㎡の内 1 0 0 ㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地の賃借料は無償です。施設の概要としては、通路 100 ㎡であり、資金については、自己資金 8 0 万円です。 この２件の案件につきましては、土地所有者から農地を賃貸借して転用者の事業場を設置すること、その入り口通路が手狭なため、代表取締役所有の農地の一部を転用して通路を新設するものです。なお、事業場の設置について、農地法の許可を受けないま

	ま設置されており、反省を促すために始末書の提出をお願いしています。また、事業場と通路の間に赤線及び青線がありますが、赤線はそのまま通行できるようにし、青線についても鉄蓋で橋をかけるような形として両方とも廃止せず、利用できる形で残すようにすることで建設課と協議済です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、4月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、13ページから15ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野貫治委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 2番の案件については、建物が既に建てられていたため、始末書をいただいております。3番の農地は休耕地で特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。2番及び3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、2番及び3番については許可とすることに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第3号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から3番まで説明をお願いします。 それでは、3ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和7年5月9日、利用権の設定を受ける者は4名、利用権の設定をする者は4名、利用権の設定をする件数は4件、利用権設定面積は7,448㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長	－ 議案書にもとづいて、1番から3番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、1番から3番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1番から3番について採決を採ります。1番から3番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番から3番については決定しました。 農業委員会会議規則第18条の規定により、会長の職務を会長代理と交代します。 （土岐会長退席）
小西代理 藤代書記 小西代理	事務局、4番について説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、4番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、4番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
小西代理	なしとの声がありました。4番について採決を採ります。4番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

小西代理	(挙手全員) 挙手全員ですので、4 番については決定しました。 土岐会長の除斥を解き、会長の職務をお返しします。
議 長	(土岐会長着席) 続きまして、「議案第 4 号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。
藤代書記	それでは、4 ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和 7 年 5 月 9 日、利用権の設定を受ける者は 1 名、利用権の設定をする者は 1 名、利用権の設定をする件数は 1 件、利用権設定面積は 1, 9 7 2 m ² となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長	— 議案書にもとづいて、1 番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 — それでは、1 番について発言をお願いします。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。1 番について採決を採ります。1 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、1 番については決定しました。
藤代書記	次に、「報告事項 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
議 長	— 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 — 説明が終わりましたが、発言をお願いします。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第 1 回総会を閉会します。

令和7年4月11日

会 長 土 岐 康 夫

10番 佐々木祥夫

11番 中 曾 浩 徳